

令和7年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和8年3月10日（火）午後1時31分 から 午後2時41分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稻見	くに子
		17番	寺内	美雄
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員

		3番	永井	尚子
		18番	秋山	員宏

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第	71	号	農地法第3条の規定による許可について
議案第	72	号	農地法第4条の規定による許可について
議案第	73	号	農地法第5条の規定による許可について
議案第	74	号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第	75	号	筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
議案第	76	号	サイバーセキュリティを確保するための方針について

4、報告

報告第	42	号	農地法第3条の規定による公売の許可報告について
報告第	43	号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第	44	号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第	45	号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第	46	号	農地法第4条の制限除外について
報告第	47	号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第	48	号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農業委員会事務局副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議 長

只今より、令和7年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員21名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番 永井 尚子委員、18番 秋山 員宏委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、板橋主任、大塚主任、廣瀬主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日より一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番・坂入 進委員と6番・齊藤 秀樹委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

それでは、日程第3 議案第49号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第71号 受付番号8番は、9番議席・中澤 保委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後1時33分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第71号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年3月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。3ページをお願いします。

番号：8番、権利：所有権移転有償、所在：成田字北成田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：776㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,547㎡、譲渡人又は貸主：筑西市成田、譲受人又は借主：筑西市成田、経営面積、渡人：1,547㎡、受人：51,848㎡、受人の労力総数及び稼働数：2、2。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号8番について、調査委員の報告をお願いします。

高島敏男

2番高島です。

委 員

ナンバー8番の報告をいたします。ナンバー8番の有償の件なんですが、受

人の耕作農地の近くであり、仲間が間に入って、有償でやりとりすることを決めたそうです。いずれにしても、受人の方は規模拡大をしたいということで、購入したということです。書類の方にも不備がなく、問題なしと考えています。
よろしくをお願いします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 71 号 受付番号 8 番を採決いたします。

議案第 71 号 受付番号 8 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第 71 号 受付番号 8 番を原案どおり許可することに決しました。

ここで 9 番議席・中澤 保委員の除斥を解きます。

午後 1 時 36 分 解除

続いて、議案第 71 号 受付番号 18 番は、7 番議席・赤城 美子委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 1 時 37 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任 7 ページをお願いします。

18 番、所有権移転有償、向上野字秋葉、田、田、6,183 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 13,069 m²、水戸市上国井町、筑西市赤浜、134,800 m²、941,061 m²、1、1。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。

受付番号 18 番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6 番齊藤です。

18 番についてご説明します。

去る 2 月 27 日に書類の確認をしまして、本人がいらっしゃいましたんで、
受人にその場で確認しました。

この農地は以前より受人が耕作しておりまして、売買することになったんで
すが、渡人が振興公社で、受人は、地区を代表する大規模な経営体であります。
許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結い
たします。

議案第 71 号 受付番号 18 番を採決いたします。

議案第 71 号 受付番号 18 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙
手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第 71 号 受付番号 18 番を原案どおり許可することに決しま
した。

ここで 7 番議席・赤城 美子委員の除斥を解きます。

午後 1 時 38 分解除

続いて受付番号 6 番から、事務局より説明願います。

廣瀬主任

2 ページをお願いします。

番号 1 番から 3 ページの 5 番まで保留となります。

6 番、所有権移転無償、藤ヶ谷字鴨山、畑、畑、132 m²、筑西市藤ヶ谷、筑
西市藤ヶ谷、6,389 m²、0 m²、1、1。

7 番、所有権移転有償、中根字赤町前、畑、畑、769 m²、外 1 筆、合計 2 筆、
合計面積 1,071 m²、桜川市大国玉、筑西市有田、1,823 m²、10,241 m²、2、2。

9 番、所有権移転無償、岡芹字下田、田、田、3,985 m²、筑西市甲、筑西市
甲、3,985 m²、3,985 m²、3、3。

10 番、所有権移転無償、岡芹字下田、田、田、3,985 m²、筑西市甲、筑西市甲、3,985 m²、3,985 m²、3、3。

11 番、所有権移転有償、向上野字滝ノ上、畑、畑、4038 m²、筑西市向上野、筑西市向上野、8,918 m²、25,670 m²、4、4。

12 番、所有権移転無償、二木成字鎌田、田、畑、927 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 3,190 m²、筑西市上平塚、筑西市下中山、3,190 m²、0 m²、1、1。

13 番、所有権移転有償、宮後字前畑、畑、畑、176 m²、筑西市市野辺、つくば市寺具、2,288 m²、21,240.58 m²、2、2。

14 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字西町、畑、畑、204 m²、筑西市藤ヶ谷、つくば市花畑、2,406 m²、0 m²、2、2。

番号 15 番は保留となります。

16 番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、3,294 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 6,566 m²、筑西市成田、筑西市伊讚美、6,965 m²、100,496 m²、2、2。

17 番、所有権移転有償、稻荷字西谷、田、田、10,832 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 11,756 m²、水戸市上国井町、筑西市稻荷、134,800 m²、130,236 m²、4、1。

19 番、賃貸借権、舟生字下木有戸、畑、畑、2,054 m²、筑西市舟生、筑西市玉戸、3,884 m²、204,355.48 m²、1、1。

20 番、所有権移転有償、柳字本田前、畑、畑、59 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 123 m²、桜川市真壁町大塚新田、筑西市細田、23,929 m²、0 m²、2、2。

21 番、所有権移転有償、関館字川入、畑、畑、1,090 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,737 m²、筑西市関館、筑西市関館、1,981 m²、9,059 m²、2、1。

22 番、所有権移転有償、関館字萱畑、田、田、1,431 m²、筑西市松原、筑西市関館、1,431 m²、9,059 m²、2、1。

23 番、所有権移転有償、船玉字川端、畑、畑、746 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 4,767 m²、筑西市船玉、結城市大字結城、8,366 m²、264,902 m²、2、2。

次のページをお願いします。

24 番、所有権移転有償、谷永島字十軒、畑、畑、5,293 m²、筑西市谷永島、筑西市知行、3,121 m²、60,921 m²、1、1。

25 番、所有権移転有償、嘉家佐和字嘉家佐和、畑、畑、435 m²、筑西市野殿、筑西市西方、10,774 m²、0 m²、1、1。

26 番、所有権移転有償、赤浜字溝添、畑、畑、1,779 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,646 m²、筑西市赤浜、筑西市赤浜、11,009 m²、224,367 m²、2、2。

27 番、所有権移転有償、伊讚美字鬼ヶ久保、畑、畑、991 m²、筑西市一本松、筑西市伊讚美、991 m²、3,415 m²、1、1。

28番、所有権移転有償、伊讚美字鬼ヶ久保、畑、畑、991 m²、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、1,486 m²、3,415 m²、1、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号6番から、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

はい10番栗島です。
6番と17番と23番。この3件をご報告申し上げます。
先月の26日に書類審査をして、後日双方に、電話連絡をとり確認をしました。
6番については、渡人と受人は親子関係で、何ら問題ないかと思えます。
それと17番は、受人の方は地元でも指折りの、農業、農業分野、また他にも経営をしている人です。振興公社との売買の物件ってということで、何ら問題ないかと思えます。
それと23番も、受人の方がもう大分前から、渡人の土地を耕作していたもので、今回渡人の方から、規模を縮小したいということで話が持ち上がり今回の申請になりました。
書類にも不備もなく、許可相当かと思えますが皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

7番をお願いします。

齊藤一弥
委員

6番齊藤が7番、11番、13番、飛びまして26番。4件について報告します。
27日に書類の確認、その後、渡人それぞれに確認しております。
まず7番ですが、受人が耕作していた農地の売買の案件です。
相続した農地の処分を考えており、買ってもらえたことに喜んでおりました。
続いて11番ですが、渡人が離農を考えており、受人の隣の農地ということで、売買となるそうです。
13番についてですが、以前より受人が耕作しており、隣に受人の農地があるため、売買となるそうです。
最後に26番ですが、こちら規模拡大と、縮小の売買の案件です。
以上4件、書類の不備もなく、渡人もそれぞれ確認が取れていることから、許可相当だと思いますが、さらに皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

9番をお願いします。

大林富子
委 員

20 番大林です。

9 番の受人と 10 番の受人は同一にのため、9 番と 10 番について同時に報告いたします。

先月 26 日に書類審査を行い、後日、渡人受入へ電話にて確認しました。

9 番、10 番とも、渡人と受入は親子であり、他の人に耕作してもらっていた土地を、今回、親から子への贈与として名義を変えたいとのことで、内容に間違いがないことを確認しました。

9 番 10 番とも書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

1 2 番をお願いします。

高島敏男
委 員

2 番高島です。

ナンバー12 の方はですね、今まで2人で営農法人を運営していたわけですが、相方の体調が悪く、農業ができなくなってしまったということで、今回1人になってしまったわけなんです。よって、受入の名前が、1人ってことで、一本化させることによって、農業をやっていきたくってことで、1人の名前になりました。

ですので、ナンバー12 も書類にも不備がなく許可相当と思われませんが、さらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

1 4 番をお願いします。

竹内紀男
委 員

12 番竹内です。

私からは 14 番、19 番を報告いたします。

2 月の 26 日に関城支所において、書類審査及び現地確認をいたしました。

後日、14 番、19 番の渡人の方に電話で確認をとり、間違いがないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

1 6 番をお願いします。

高橋 修
委 員

14 番高橋です。

私からは 16 番について報告いたします。

2 月 26 日に書類審査を行い、同日電話連絡をしました。

渡人に確認したところ、受入に売り渡しましたということで、申請のとおり、

間違いないとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

20番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

23番蓮沼が報告します。

20番と24番、2件を報告いたします。

まず20番ですけど、2月の21日に書類審査をいたしまして、その後、それぞれに電話をいたしました。

20番ですけど、以前に受人が分筆して購入したときに、今回申請の2筆が、狭い土地で残ったんですけど、今回、受人が家庭菜園をしたいということで、渡人に申し入れたところ、快く売買を受け入れたそうです。

次、24番です。

24番の渡人は、もともと農業はしていなくて、相続によって得た土地なんですけど、受人は、以前より代々この土地を耕作していたようなんですけど、農業を手放したいということで、受人に相談したところ、規模拡大したいということで快く、受け入れてくれたということで今回の合意になったそうです。

2件とも、許可相当で、あると思いますので、皆様のさらなる審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

21番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

8番の齊藤です。

21番と22番を報告いたします。

受人が同一の方ですので、21番22番、一括で報告いたします。

2月の26日に関城支所におきまして書類審査をいたしました。

その後、双方の渡人に電話をしましたが、お出になりませんでした。

受人は、たまたま受人と畑で会う機会がありましたので、受人に直接確認しました。以前に、もう売買の約束ができていたそうで、今回、正式な申請をするそうです。

渡人も、もう高齢で農業を縮小すること、受人は規模拡大をするということですので、許可相当と思われそうですが、皆様のさらなる審議をお願いいたします。

議 長

25番をお願いします。

関口 均
委 員

1 番関口です。

25 番について発表いたします。

先月 26 日に書類審査をし、後日電話で、聞き取り調査をしました。

渡人の電話は、現在は使われていませんということで、事務局に電話をし、問い合わせをしたら、委任状がついているので、問題はないということでした。

また受人の方は、家族の方が出て、間違いがないということでしたので、当案件は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長

27 番をお願いします。

國 府 田
喜 久 男
委 員

13 番國府田です。

27 番と、28 番を報告いたします。

どちらも受人が同じなので、一緒に報告します。

どちらも調査した結果、書類にも問題なく、電話してみましたら、どちらも問題ないということですので、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番、宮山ですが、前から気になっていたんですよ。

これ 3 条のみならず 4 条 5 条も関係すると思うんですが、この代理人の申請ですね。

これがね非常に重要だと思うんですが、行政書士とか、司法書士とかね、そういった国家資格持っている人ならば、これは代理人ということで、許可をもらっていると思うんですが、個人名の代理人申請、ありますよね。

この個人名というのは、今非常に重要なんですよ。

どういう関係になっているかを、括弧書きでもいいから、やっぱり農業委員全員がわかるような、例えば父とか、弟とかね、兄とか。そういったことで、入れておいてもらえば。

調査している人はわかると思うんですが、全員がわかるようにね。

ひとつ、お願いできればいいかなと思っています。以上です。

中 澤
副 局 長

お答えいたします。

代理人申請の場合、委任状が添付されますので、委任状を受け取るときに、その個人関係、名前の脇なりに記載していきたいと思っております。以上です。

宮山繁治
委 員
例えば年金の変更なんていう場合にですね、今は、厳しくてですね、そういった国家資格がないと、社会保険労務士の資格がないと今はできないんですよ。そういったこともありますんで、問題ないように、ひとつね、我々賛成する意味でも、やっぱりどういう関係だというのがわかればいいのかなどと思っておりますんで、括弧書きでちょこっと書いてもらえばいいかな。以上です。

議 長
他に何かありますか。

委 員
「異議なし」

議 長
異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 71 号 受付番号 6 番、7 番、9 番から 14 番、16 番、17 番及び 19 番から 28 番を採決いたします。

議案第 71 号 受付番号 6 番、7 番、9 番から 14 番、16 番、17 番及び 19 番から 28 番を原案どおり許可することに賛成の委員は挙手を願います。

委 員
(挙手全員)

議 長
挙手全員。議案第 71 号 受付番号 6 番、7 番、9 番から 14 番、16 番、17 番及び 19 番から 28 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 72 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任より説明させます。

板橋主任
議案第 72 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号:1 番、所在:下江連字屋敷、登記簿地目:宅地、現況地目:畑、面積:850 m²、申請人:東京都中央区日本橋人形町、転用事由:太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の西側約 400m、下館総合体育館の北側約 2km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請

するものです。

2番は保留となります。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番について、調査委員の報告をお願いします。

瀬端 洋
委 員

21番、瀬端がご報告申し上げます。

この案件はですね、前回書類に不備があるということで、保留になった案件でございます。

前回ですね、書類も確認していますし、また現地調査もしております。

今回ですね、太陽光発電会社の方から、環境課の方に書類がきちっと提出されておまして、書類には不備はありません。

現地はですね、屋敷の中の畑でありまして、畑ですけどもですね、畑としてほとんど使用されていないような、野菜は植えてありましたが、空き地のような状態でございます。

太陽光発電会社の方に電話しまして確認しましたところ、地権者の方よりですね、数年前に、購入してもらいたいという電話がありまして、今回購入しましてですね、それで太陽光発電を設置するということにしたということでございます。

以上のことよりですね、書類にもまた不備もなく、許可相当かと思われまじくても、さらなる皆様がたのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第72号 受付番号1番を採決いたします。

議案第72号 受付番号1番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第72号 受付番号1番を県農業委員会ネットワーク機構の

意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 73 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

議案第 73 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：西方字金塚、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：482 m²、譲渡人又は貸主：筑西市西方、譲受人又は借主、筑西市海老ヶ島、転用事由：自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の北側約 250m、市立太田小学校の北西側約 600 m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

2 番、所有権移転有償、折本字山下、畑、畑、500 m²、筑西市折本、筑西市折本、車両置場。

申請地は、国道 294 号線の西側沿い、市立下館北中学校跡地の南西側約 600m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地近くで自動車販売業を行う法人です。今般、以前より車両置場として使用していた土地が農地法の許可を取得していないことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されています。

3 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字西町、畑、畑、457 m²、筑西市藤ヶ谷、つくば市花畑、自己住宅。

申請地は、市立関城中学校の北東側約 800m、市立関城東小学校の北西側約 1km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

4 番、賃貸借権、中館字富士東、原野、畑、142 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 313 m²、筑西市中館、筑西市中館、駐車場。

申請地は、国道 294 号線の東側約 300m、市立中小学校の南側約 500m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討

がなされております。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人です。事業の拡大に伴い、従業員及び来客用の駐車場が不足したことから、申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、6番は同一事業者による申請でございますので、併せてご説明いたします。

5番、所有権移転有償、野殿字新山、畑、畑、1,048㎡、筑西市嘉家佐和、つくば市島名、太陽光発電設備。

6番、所有権移転有償、野殿字新山、畑、畑、1,198㎡、筑西市嘉家佐和、つくば市島名、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南側約400m、常総線の路線沿いに位置する、500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

7番、所有権移転無償、野殿字空拓山、畑、田、308㎡、筑西市小川、筑西市女方、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約440m、市立川島小学校の北側約1.6kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に六戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

8番、所有権移転無償、関本中字花ノ木、畑、畑、375㎡、筑西市関本中、結城市川木谷、自己住宅。

申請地は、市立関城西小学校の西側約1km、県道筑西三和線の北側約332mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

9番、所有権移転無償、谷永島字新田、山林、畑、358㎡、筑西市谷永島、筑西市谷永島、自己住宅。

申請地は、市立古里小学校の北側約1km、JR水戸線新治駅の南側約2kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在申請地付近の実家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

10 番、所有権移転有償、小川字弘化山、畑、畑、297 m²、筑西市小川、筑西市伊佐山、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約 100m、JR 水戸線川島駅の北側約 1.4km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の住宅にて生活しておりますが、親の介護のため、実家近くに自己住宅を建築すべく申請するものです。

11 番、所有権移転無償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、499 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市下川島、自己住宅。

申請地は、関城体育館の北側約 1km、飛行場通り沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い、手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

高島敏男
委員

2 番高島です。
ナンバー 1 番と 5 番と 6 番を報告いたします。
ナンバー 1 の自己住宅の件なんですが、これは渡人受人の双方の親戚の人が中に入って、今回の自己住宅の方に対する、まとめをしていただいたということでした。
それから、ナンバー 5 番と 6 番ですが、渡人と受人の方は、2 件とも同一なんですわ。
それで、太陽光ということなので、周りの宅地の人たちの同意書をもらわないと、基本的にはできないはずなんで、その辺も確認したところ、同意書は、すべてまとまりましたと、ということで、今回の購入に決まったそうです。
どちらも、提出された書類には不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなる審議の方お願いいたします。

議長

2 番をお願いします。

大林富子
委員

20 番大林です。
2 番と 4 番について報告いたします。
先月 26 日に書類審査及び現地確認を行いました。
まず 2 番ですが、現地は国道沿いにありました。後日、渡人へ電話にて内容に間違いがないことを確認しました。

続いて4番ですが、現地は周りに住宅が立ち並ぶ狭い道路の東側にありました。渡人へ内容に間違いがないことを確認しました。

2番4番とも、書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

竹内紀男

12番竹内です。

委員

私からは、3番と11番を報告いたします。

関城支所において、書類審査及び現地を確認いたしました。

後日、3番、11番の渡人の方に電話で確認が取れ、間違いがないということでした。

それに不備もなく、許可相当と判断いたしますがさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

7番をお願いします。

関口均

1番関口です。

委員

7番10番について発表します。

先月26日に、書類審査、現地確認を行いました。

まず7番ですが、現地は渡人の住宅のすぐ前で、入口も渡人の土地を通るような場所でした。後日電話で双方に提出された書類に間違いがないかどうか確認をしたところ、間違いがないということでした。また受人の嫁さんが、渡人の孫であり、渡人から孫への贈与ということで問題はありません。

よって当案件7番は許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いします。

それと10番ですが、7番から次の10番の現地に行きました。

現地は南北に細長く、また、周りは住宅地でありました。また、土地の西側の道路が広いところで、これは何か、市に買い取ってもらった残地ということをお願いいたします。以上です。

議長

8番をお願いします。

齊藤一弥

8番の齊藤です。

委員

8番を報告いたします。

2月26日関城支所におきまして書類審査、その後現地を確認いたしました。渡人が祖母、受人が孫の関係です。

現地調査をしたときにですね、渡人のせがれさんがおりまして、直接お聞きしましたところ、祖母から孫へ、自己住宅を造るのに贈与したということでした。

許可相当と思われますが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

9番をお願いします。

23番蓮沼が報告します。

蓮沼俊男
委員

2月の27日に書類審査をいたしまして、その後協和地区全員で、現地を確認いたしました。

受人は現在、親と同居しておりますけど、新しい家を建てたいということで考えていたところ、今住んでいるところのすぐ隣に空き地がありまして、同じ町内の渡人に、相談したところ、快く売ってもいいよという話で、今回の申請がまとまったそうです。

許可相当と思われます。皆様のさらなる審議をよろしくお願いいいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第73号 受付番号1番から11番を採決いたします。

議案第73号 受付番号1番から11番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第73号 受付番号1番から11番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第74号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたしま

す。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

議案第 74 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

まず最初に議案書の訂正をお願いいたします。

番号 3 番の案件ですが、現地調査の結果、現況地目が宅地ではなく山林、判定地目が山林原野と判定されましたので、それぞれ訂正をお願いいたします。

次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：伊讚美字中原、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：654 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市伊讚美。

申請地は、市立下館西中学校の西側約 500m、市立川島小学校の北東側 800 mに位置する土地です。

昭和 50 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番は保留となります。

3 番、大塚字屋敷添、山林、山林、780 m²、山林、山林、福島県いわき市勿来町関田西。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの南西側約 350m、県道筑西つくば線の東側約 450mに位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修

14 番高橋です。

委員

私から 1 番と 3 番について報告いたします。

2 月 26 日に書類審査及び現地確認を実施しました。

まず 1 番ですが、現況は宅地続きの敷地として、60 年以上利用されておりました、申請から 50 年経過しているものでございます。

つづいて 3 番についてですが、屋敷続きの崖状態を含めた山林となっており、一部、植木もありますけども、農業機械も入れる状態ではなく、申請から 20 年以上経過しているものでございます。

いずれも書類に不備もなく、現地を同行した委員全員での合意のうえ、非農

地証明することに問題ないと判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 74 号 受付番号 1 番から 3 番を採決いたします。

議案第 74 号 受付番号 1 番から 3 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）についてを発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第 74 号 受付番号 1 番から 3 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）についてを発行することに、決しました。

次に、議案第 75 号 「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐及び経済部農政課堀江主任より説明させます。

市村補佐 議案第 75 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

意見書につきまして、担当部署である農政課の堀江主任より説明があります。

農政課 堀江主任 農政課の堀江と申します。よろしくお願いたします。それでは、議案第 75 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

変更の内容につきましては、お手元の別紙一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を総会資料 2 1 ページ以降に掲載しておりますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

1 番、筑西市女方地内の事業計画者による小川地内の畑、308 ㎡での自己住

宅を目的とした除外申出となります。

2番、筑西市飯島地内の事業計画者による上平塚地内の畑の一部、3,385㎡の内3,383㎡での駐車場を目的とした除外申出となります。

3番、筑西市乙地内の事業計画者による乙地内の畑、501㎡での資材置場を目的とした除外申出となります。

4番、筑西市蒔田地内の事業計画者による蒔田地内の田、363㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

5番、筑西市飯島地内の事業計画者による玉戸地内の田、3,602㎡での駐車場を目的とした除外申出となります。

6番、筑西市川連地内の事業計画者による川連地内の畑3筆、合計616㎡での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

7番、8番、保留となっております。

当該案件につきまして、3月の県調整会議にて審議の予定で調整をしております、同意の見込み取得後に改めて農政企画審議会（農業委員会総会）にお諮りいたします。

9番、筑西市井上地内の事業計画者による井上地内の畑の一部、1,181㎡の内105㎡での自己住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

10番、東京都千代田区地内の事業計画者による成井地内の畑、1,498㎡での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

11番、常総市坂手町地内の事業計画者による小栗地内の畑6筆、合計2,192㎡での資材置場を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区6件、関城地区1件、明野地区1件、協和地区1件、合計9件の申出がありまして、このうち、「田 3,602㎡」、「畑 8,966㎡」、「合計12,568㎡」を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、本総会以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対して、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日午後1時10分より開催いたしました農政企画審議会において、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議長	蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。 議案第 75 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 75 号を採決いたします。 議案第 75 号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。よって、議案第 75 号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を決定することに、決しました。 次に、議案第 76 号 「サイバーセキュリティを確保するための方針について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	市村補佐から説明させます。
市村補佐	議案第 65 号、サイバーセキュリティを確保するための方針について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 地方自治法の一部を改正する法律により、近年の DX 化の進展を踏まえ、地方自治法に情報システムに関する項目が新設され、情報システムの利用に係る基本原則及びサイバーセキュリティを確保するための方針等について定められました。 本改正においては、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合の議会、長、委員会及び委員並びに地方独立行政法人は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされており、当該方針を策定・変更した場合には遅滞なく公表することが義務付けられます。 このことから、当委員会におきましても、取り扱う住民の個人情報及び行政運営上重要な情報資産を破壊、改ざん、消去、持出し等の脅威から保護し、住民の財産、個人のプライバシーを守り、安全かつ安定的な行政サービスを提供することを目的として「筑西市農業委員会サイバーセキュリティを確保するた

めの方針」を定めることといたします。なお、施行日は令和8年4月1日とします。

本日議決が得られましたら、筑西市ホームページに掲載いたします。

補足事項といたしまして、委員の皆様が事務局内のパソコン等の端末を使用されていない場合でも、執行機関等を構成する事務局職員が情報システムを利用していれば当該執行機関として方針を策定する必要があります。

現代の業務執行においては、情報システムの利用が前提となっていることがほとんどであるため、このような法制度となりました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第75号を採決いたします。

議案第75号は原案どおり、「サイバーセキュリティを確保するための方針について」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第75号は原案どおり、「サイバーセキュリティを確保するための方針について」を決定することに、決しました。

次に、日程第4 報告第42号から第48号を事務局より説明願います。

事務局長

中澤副局長より説明させます。

中 澤
副 局 長

報告第42号から報告第48号を一括してご説明させていただきます。

初めに56ページをお開き願います。

報告第42号 農地法第3条の規定による公売の許可報告について、令和8年3月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は2件でございます。

これは買受適格証明を受けた者による所有権移転でございます。

次に 58 ページをお開き願います。

報告第 43 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 7 件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。

次に 62 ページをお開き願います。

報告第 44 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 2 件でございます。

これは市街化区域内における転用で、資材置場 1 件、重層長屋 1 件でございます。

次に 64 ページをお開き願います。

報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 5 件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 1 件、事務所 1 件、宅地分譲用地 2 件、建売住宅 1 件でございます。

次に 67 ページをお開き願います。

報告第 46 号 農地法第 4 条の制限除外について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 2 件で、農作業所 1 件、農業用倉庫敷地 1 件でございます。

次に 69 ページをお開き願います。

報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

70 ページから 78 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、18 件でございます。

次に 79 ページをお開き願います。

報告第 48 号 非農地判断について、令和 8 年 3 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数 2 件でございます。

議 長

説明は以上でございます。

報告第 42 号から第 48 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

議 長

署名委員

署名委員